

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで
④ 昭和 40 年 12 月から 41 年 3 月まで
⑤ 昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月まで
⑥ 昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月まで
⑦ 昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 3 月に A 町で結婚したが、そのころに国民年金に加入し、申立期間①については国民年金保険料をさかのぼって A 町で納付した記憶があり、申立期間②から⑦までについては、B 社で季節作業員として働いており、冬期間は国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①から⑦までについて、妻の国民年金保険料が納付済みになっているのに、自分の国民年金が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿において、生年月日のうち生年が異なるものの、氏名及び国民年金手帳記号番号の払い出し場所（申立期間当時の所在地である A 町）が申立人と一致する未統合記録が存在し、当該未統合記録は、社会保険庁のオンライン記録による氏名検索でも申立人のほかに該当者がいないことから、申立人の国民年金手帳記号と推認される。

また、当該国民年金手帳記号番号の社会保険庁のオンライン記録では、申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、及び申立期間⑦のうち、44 年 1 月から同年 3 月までの期間が納付済みとなっていることが確認できる。

一方、当該国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和37年4月1日となっていることから、その時点では、申立期間①のうち、36年12月から37年3月までの期間は国民年金の未加入期間であったため、当該期間の国民年金保険料が納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②から⑦については、B社で季節作業員として働いており、冬期間は国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該国民年金手帳記号番号の社会保険庁のオンライン記録では、昭和38年4月に資格を喪失した後、44年1月に資格を取得していることが確認でき、申立期間②から⑥までの期間は、厚生年金保険から国民年金への変更手続きが行われた形跡は見当たらず、国民年金の未加入期間となっている上、申立人及び申立人の妻は、この間の厚生年金保険から国民年金への変更手続き、納付金額及び納付状況^{あいまい}についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人及び申立人の妻が、申立期間②から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎年4月に、妻が夫婦二人分を一緒に1年分をまとめてA町B支所で納めていた。

私の所持する国民年金手帳の検認記録の頁に割印が押され、検認台紙が切り取られていることから国民年金保険料を納付していたのは間違いなく、また、昭和38年度の検認記録欄に「申免」の印が押されているが、私は申請免除を受けた記憶は無いので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎年4月に申立人の妻が夫婦一緒に1年分をA町B支所で納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得しているものの、36年4月1日に資格喪失していることが確認でき、その後国民年金に加入した形跡は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は36年9月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金手帳の検認記録の頁に割印が押され、検認台紙が切り取られていることが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す証拠であると主張しているが、申立期間当時は、国民年金保険料を納付するには、国民年金保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に添付の上、市町村が国民年金手帳の検認記録欄に検認印を押すこととなっていたが、申立人が所持する国民年金手帳には、検認記録欄に検認印は押されておらず、当時の事務処理では、割印は国民年金保険料納付の有無に係わらず押印の上、国民年金手帳から国民年金印紙検認台紙を切り離すことと定められていたことから、割印

があることのみをもって国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄には、昭和 38 年度に申請免除を行ったことを示す「申免」のゴム印が押されているが、当該期間は厚生年金保険の加入期間であり、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎年4月に、私が夫婦二人分を一緒に1年分をまとめてA町B支所で納めていた。

私の所持する国民年金手帳の検認記録の頁に割印が押され、検認台紙が切り取られていることから国民年金保険料を納付していたのは間違いなく、また、昭和38年度の検認記録欄に「申免」の印が押されているが、私は申請免除を受けた記憶は無いので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎年4月に申立人が夫婦一緒に1年分をA町B支所で納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得しているものの、36年4月1日に資格喪失していることが確認でき、その後国民年金に加入した形跡は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は37年10月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金手帳の検認記録の頁に割印が押され、検認台紙が切り取られていることが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す証拠であると主張しているが、申立期間当時は、国民年金保険料を納付するには、国民年金保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に添付の上、市町村が国民年金手帳の検認記録欄に検認印を押すこととなっていたが、申立人が所持する国民年金手帳には、検認記録欄に検認印は押されておらず、当時の事務処理では、割印は国民年金保険料納付の有無に係わらず押印の上、国民年金手帳から国民年金印紙検認台紙を切り離すことと定められていたことから、割印

があることのみをもって国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄には、昭和 38 年度に申請免除を行ったことを示す「申免」のゴム印が押されているが、当該期間は厚生年金保険の加入期間であり、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年10月25日まで

私が代表取締役(社長)を務めていたA社における被保険者記録のうち申立期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成15年10月25日)後の平成15年12月10日に、同社の役員2人が社会保険事務所に呼ばれ、社会保険事務所の指導により、当初62万円であった標準報酬月額を、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に変更する旨の変更届を提出したものであり、当該変更届による標準報酬月額の改定を取り消し、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成15年10月25日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年12月11日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(62万円)が、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は社会保険庁の職員が作成した書類であり、当該変更届にある会社の印鑑は、役員2人(代表取締役専務及び取締役)が社会保険事務所から呼び出しを受け、同庁職員の指導の下に押印したものである旨主張しており、当該変更届の受理印の日付が、オンライン上の記録の訂正日の前日の平成15年12月10日となっていることから、当該変更届の内容に基づき、社会保険事務所において申立人に係る申立期間の標準報酬月額が訂正されたものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票によれば、同社では、平成15年3月以降において厚生年金保険料の滞納が発生しており、

当該保険料の取扱いについては、申立人及びもう一人の代表取締役（専務）が社会保険事務所の担当者と直接的又は間接的に交渉していたことが確認できることから、申立人は、当時の同社における厚生年金保険料の支払い等について、直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認される。

加えて、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届については、申立人は、同社の2人の役員（代表取締役専務及び取締役）の立会いの下に社印が押されたものである旨述べており、同社の業務としてなされた行為と認められることから、代表取締役である申立人は、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案169

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年10月25日まで

私が代表取締役(専務)を務めていたA社における被保険者記録のうち申立期間については、同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成15年10月25日)後の平成15年12月10日に、私と取締役の2人が社会保険事務所に呼ばれ、社会保険事務所の指導により、当初62万円(その後44万円)であった標準報酬月額を、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に変更する旨の変更届を提出したものであり、当該変更届による標準報酬月額の改定を取り消し、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成15年10月25日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年12月11日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(62万円及び44万円)が、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役(社長)は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は社会保険庁の職員が作成した書類であり、当該変更届にある会社の印鑑は、役員2人(申立人及び取締役)が社会保険事務所から呼び出しを受け、同庁職員の指導の下に押印したものである旨供述しており、当該変更届の受理印の日付が、オンライン上の記録の訂正日の前日の平成15年12月10日となっていることから、当該変更届の内容に基づき、社会保険事務所において申立人に係る申立期間の標準報酬月額が訂正されたものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票によれば、同社では、平成15年3月以降において厚生年金保険料の滞納が発生しており、

当該保険料の取扱いについては、申立人及びもう一人の代表取締役（社長）が社会保険事務所の担当者と直接的又は間接的に交渉していたことが確認できることから、申立人は、当時の同社における厚生年金保険料の支払い等について、直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認される。

加えて、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届については、代表取締役（社長）は、代表取締役（専務）である申立人及び取締役の立会いの下に社印が押されたものである旨述べており、同社の業務としてなされた行為と認められることから、代表取締役である申立人は、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案170

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年10月25日まで

私が取締役を務めていたA社における被保険者記録のうち申立期間については、同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成15年10月25日）後の平成15年12月10日に、私と代表取締役（専務）の2人が社会保険事務所に呼ばれ、社会保険事務所の指導により、当初20万円（その後24万円）であった標準報酬月額を、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に変更する旨の変更届を提出したものであり、当該変更届による標準報酬月額の改定を取り消し、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が取締役を務めていたA社は、平成15年10月25日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、その後の同年12月11日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（20万円及び24万円）が、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役（社長）は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は社会保険庁の職員が作成した書類であり、当該変更届にある会社の印鑑は、申立人と代表取締役（専務）の2人が社会保険事務所から呼び出しを受け、同庁職員の指導の下に押印したものである旨供述しているとおり、当該変更届の受理印の日付は、社会保険庁の管理するオンライン記録の訂正日の前日の平成15年12月10日となっていることから、当該変更届の内容に基づき、社会保険事務所において申立人に係る申立期間の標準報酬月額が訂正されたものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票によれば、同

社では、平成15年3月以降において厚生年金保険料の滞納が発生しており、滞納保険料の取扱いについては代表取締役2人（社長及び専務）が社会保険事務所の担当者と交渉していたことが確認できるところ、同社の取締役として給与事務及び社会保険事務を担当していた申立人は、当時の同社における厚生年金保険料の支払い等について、知り得る状態にあったものと推認される。

加えて、被保険者記録の訂正に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届については、申立人は、取締役である自分及び代表取締役（専務）の立会いの下に社印が押されたものである旨述べており、同社の業務としてなされた行為と認められることから、同社の取締役として給与事務及び社会保険事務を担当していた申立人は、当該行為について責任を負う立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案171

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から9年3月20日まで

私は、平成3年8月にA社を興し、9年3月20日に不渡りを出して倒産するまで代表者として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答であった。

A社は設立当初から不渡りを出して倒産するまで厚生年金保険の適用事業所に該当していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、平成8年12月19日付けで、同年3月31日にさかのぼって申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる旨の処理が行われたことが確認でき、同年12月19日以降に、申立人が代表取締役を務めていたA社が、同年9月24日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の処理が行われたものと考えられる。

申立人は、当時、このような処理が行われたことを承知していなかったとしているが、取引先金融機関の保管する当時の取引明細書によれば、平成8年2月29日までは金融機関の口座から保険料が毎月引き落とされていたのが、その後の引き落としについては確認できず、申立人は保険料の滞納について納付勧奨を受け、2回ほど社会保険事務所に行き保険料を納付したと述べているものの、その納付額（1回当たり20万円～30万円）は1か月分の保険料額（平成8年2月29日に引き落とされた額は41万4,327円）にも満たないことから、保険料の滞納が相当程度あったものと推認される。

また、申立人は、平成8年の夏から秋にかけて社会保険事務所に売掛帳や決算書を持参した記憶があるとしており、滞納保険料の納付について話し合い

が持たれたものと考えられる。一方、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の届出、及び申立人の被保険者資格の喪失処理に係る届出については、申立人の署名及び当該事業所の社印の押印が必要であったと考えられることから、代表取締役である申立人が当該事業所に係る滞納保険料の整理について承知していなかったとの主張は不自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務の執行に責任を有する代表取締役であったことから自らの被保険者資格の喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年1月1日まで
② 昭和30年2月28日から35年12月31日まで

A社で昭和24年から非正規職員として勤務していたが、当時の役員から正社員として入社するよう要請されたので、28年4月1日から正社員として勤務しており、当時、健康保険及び厚生年金保険への加入についても説明を受け、入社してすぐに厚生年金保険被保険者証をもらった記憶がある。

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和29年1月1日から30年2月28日までの期間しか加入記録が無いとの回答を得たが、当該事業所には、35年12月30日に一身上の理由で退職するまで、継続して勤務しており、当時の役員に次の就職先を紹介してもらい、36年4月からは次の就職先での厚生年金保険の加入記録が存在しているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務についての申立て並びに当時の会計担当役員及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②を含めて、A社に継続して勤務していたことがうかがえるが、申立人の実際の勤務期間及び勤務実態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和28年4月から同年12月までにA社で厚生年金保険被保険者資格を取得したものはおらず、申立人の被保険者資格取得日である29年1月1日に資格取得した者は申立人以外に4人確認できるところ、当該4人のうち連絡の取れた同僚は、「申立人と同じ現場で勤務していた。私は、昭和28年9月ころから35年10月ころまで勤務していた。」と証言していることから、当時

同社では、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が存在していたものと推認される。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日（昭和29年1月1日）と同じ日に資格取得した同僚4人のうち3人は、申立人の資格喪失日（昭和30年2月28日）とほぼ同じ時期に資格を喪失（昭和30年6月17日喪失、同年6月27日喪失、同年7月14日喪失）しており、このうち連絡の取れた同僚は、「資格喪失後も継続して勤務していた。」と証言していることから、申立期間②においても、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が存在していたものと推認される。

加えて、申立人は、「自分は現場責任者（監督者）として勤務しており、（勤務期間において厚生年金保険に加入していない）作業員とは立場が違う。」と主張しているが、複数の同僚からは、「申立人は現場監督者ではなく世話役（作業員の班長）だった。」との証言を得ており、このほかに申立人の当時の職種及び勤務実態、並びに厚生年金保険の適用についての取扱いを確認できる関連資料等は得られなかった。

また、申立期間②は70か月と長期間であり、少なくとも5回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が事業主から社会保険事務所に提出されていると考えられることから、事業主が申立人を厚生年金保険被保険者として届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しなかったとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人に係る記録が欠落したとは考え難く、また、当該事業所は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、このほかに当該申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。